

青森県報

第三千七百二十九号

平成二十五年
八月十二日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一

生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(障害福祉課) ……二

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二

告

示

青森県告示第六百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	つがる診療所	所在地又は住所	つがる市森田町大館勝山一四三の一	廃止年月日	平成二十五年三月三十一日
--------	--------	---------	------------------	-------	--------------

青森県告示第六百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年八月十二日

名称又は氏名	つがる診療所	所在地又は住所	つがる市森田町大館勝山一四三の一	指定年月日	平成二十五年三月三十一日
--------	--------	---------	------------------	-------	--------------

青森県告示第六百三十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により告示する。

平成二十五年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う場所	指定年月日
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一	むつ市十二林一	通所リハビリテーション	みちのくデータセンター	平成二十五年八月十二日

青森県告示第六百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サー ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日	
	社会福祉法人 青森社会福祉振興団				一むつ市十二林一 の一の一三

青森県告示第六百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十五年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステ ーションあ おぞら	五所川原市大字姥 笥字桜木二五 五	平成二五・七 一〇
変更後		五所川原市大字湊 字船越三一一 の一	

青森県告示第六百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十五年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	担当する 医療の種類	指定辞退 年月日
独立行政法人国立 病院機構弘前病院	弘前市大字富野町一	医療に 関する 免疫	平成二五・四 一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭